

議案第189号

さいたま市地域公共交通協議会条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市地域公共交通協議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月25日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市地域公共交通協議会条例の一部を改正する条例

さいたま市地域公共交通協議会条例の一部を改正する条例（平成29年さいたま市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき<u>地域公共交通計画</u>の作成及び実施に関し必要な協議等を行い、並びに市民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な協議を行うため、さいたま市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 法第5条第1項に規定する<u>地域公共交通計画</u>（以下この条において「<u>地域公共交通計画</u>」という。）の作成及び変更に関する協議</p> <p>(2) <u>地域公共交通計画</u>の実施に関する協議</p> <p>(3) <u>地域公共交通計画</u>に位置付けられた事業の実施に係る連絡調整</p> <p>(4)～(6) [略]</p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき<u>地域公共交通網形成計画</u>の作成及び実施に関し必要な協議等を行い、並びに市民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な協議を行うため、さいたま市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 法第5条第1項に規定する<u>地域公共交通網形成計画</u>（以下この条において「<u>地域公共交通網形成計画</u>」という。）の作成及び変更に関する協議</p> <p>(2) <u>地域公共交通網形成計画</u>の実施に関する協議</p> <p>(3) <u>地域公共交通網形成計画</u>に位置付けられた事業の実施に係る連絡調整</p> <p>(4)～(6) [略]</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。